

第4部

函館市企業局指定給水装置工事 事業者に関する事務取扱い

第4部 函館市企業局指定給水装置工事事業者に関する事務取扱い

1. 総則	1
2. 指定給水装置工事事業者の指定等	1
3. 給水装置工事主任技術者	4
4. 指定給水装置工事事業者の義務	5
5. 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理	6
6. 水道法施行規則に定める様式（抜粋）	7
・ 指定給水装置工事事業者指定申請書	9
・ 誓約書	11
・ 機械器具調書	12
・ 給水装置主任技術者選任・解任届出書	13
・ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	14
・ 指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開・届出書	15

第 4 部

1. 総則

(目的)

- (1) この取扱いは、函館市水道事業給水条例（昭和34年3月12日函館市条例第3号）（以下、「条例」という。）の第8条第1項の規定および函館市水道事業給水条例施行規程（昭和38年函館市水道局規程第4号）（以下「施行規程」という。）の第14条の2に規定する函館市企業局指定給水装置工事事業者（以下、「指定事業者」という。）について、必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

- (2) この取扱いにおいて用語の定義は次のとおりとする。
- ① 「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
 - ② 「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
 - ③ 「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。
 - ④ 「管理者」とは、函館市公営企業管理者をいう。
 - ⑤ 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。
 - ⑥ 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去の工事をいう。
 - ⑦ 「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

2. 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)・・・法第16条の2第1項、法第25条の2第2項、第25条の3の2第4項

- (1) 条例第8条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。
- (2) 指定事業者の指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、施行規程第14条の2の規定により、管理者に申請しなければならない。
- ① 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ② 給水装置工事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称および所在地ならびに、法第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名および当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
 - ③ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能および数
 - ④ その他国土交通省令で定める事項

(指定の基準)・・・法第25条の3

(3) 管理者は、指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定をしなければならない。

- ① 事業所ごとに法第25条の4第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- ② 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこ, その他管の切断用の機械器具
 - イ やすり, パイプねじ切り器その他の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ, パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- ③ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(4) 指定の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- ① 前項(3)③のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- ② 法人にあつては定款または寄附行為および登記事項証明書、個人にあつては、その住民票の写し

(5) 前項(4)①に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。

(指定書の交付)

(6) 管理者は、条例第8条第1項の指定を行ったときは、指定事業者に函館市企業局指定給水装置工事業業者指定書(第1号様式の3、以下「指定書」という。)を交付するものとする。

(7) 指定事業者は、事業の廃止を届け出たときまたは指定の取り消しを受けたときは、指定書を管理者に返納しなければならない。

(8) 指定事業者は、事業の休止を届け出たときまたは指定の停止を受けたときは、指定書を管理者に返納しなければならない。

(9) 指定事業者は、指定書を汚損し、または紛失したときは、再交付を申請することができる。

(指定の有効期間)

- (10) 指定事業者の指定の有効期間は、新規に指定を受けた者については、指定の日から起算して5年間とし、指定の更新を受けた者については、従前の指定の有効期間の翌日から起算して5年間とする。

(変更の届出等) ・ ・ ・ ・ ・ 法第25条の7

- (11) 指定事業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更があったとき、または給水装置工事業を廃止し、休止し、もしくは再開したときは、次の各項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- ① 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 法人にあっては、役員の氏名
- ③ 主任技術者の氏名または主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

- (12) 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- ① 前項(10)①に掲げる事項の場合には、法人にあっては定款または寄附行為および登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- ② 前項(10)②に掲げる事項の場合には、施行規則に定められている様式第2による誓約する書類および登記事項証明書

(廃止等の届出)

- (13) 法第25条の7の規定により事業の廃止、休止または再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、または休止したときは、当該廃止または休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められている様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し) ・ ・ ・ ・ ・ 法第25条の11

- (14) 管理者は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条第1項の指定を取り消すことができる。

- ① 法第25条の3第1項の指定の基準各号に適合しなくなったとき。
- ② 法第25条の4第1項または第2項の規定に違反したとき。
- ③ 法第25条の7の規定による届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。
- ④ 法第25条の8に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- ⑤ 法第25条の9の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- ⑥ 法第25条の10の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、または虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。
- ⑦ その施行する給水装置工事業が水道施設の機能に傷害を与え、または与えるおそれが大であるとき。
- ⑧ 不正の手段により指定を受けたとき。

(指定の停止)

- (15) 前項(14)各号に該当する場合において、指定事業者に特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示) 法第25条の3第2項、法第25条の11第2項

- (16) 次の各号に該当するときは、遅滞なくその旨を公示する。

- ① 指定事業者を指定したとき。
- ② 指定事業者から給水装置工事業の廃止、休止、または再開の届出があったとき。
- ③ 指定事業者の指定を取り消したとき。
- ④ 指定事業者の指定の効力を停止したとき。

3. 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等) 法第25条の4第3項

- (1) 主任技術者は、次の各号に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- ① 給水装置工事に関する技術上の管理
- ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造および材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認
- ④ 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡または調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 給水装置工事に係る工法、工期その他工事の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

- (2) 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等) 法第25条の4第1項、第2項

- (3) 指定事業者は、条例第8条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- (4) 指定事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- (5) 指定事業者は、主任技術者を選任または解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

- (6) 指定事業者は、主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、

当該二以上の事業所の給水装置主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

4. 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準等)・・・法第25条の8

- (1) 指定事業者は、法、政令、施行規則、条例、施行規程およびこの取扱ならびにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。
- (2) 指定事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。
 - ① 給水装置工事ごとに、3.(3)項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して3.(1)に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - ② 配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、またはその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
 - ③ 前号に掲げる工事を施行するときは、管理者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。
 - ④ 主任技術者およびその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
 - ⑤ 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第5条に規定する給水装置の構造および材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管および給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
 - ⑥ 施行した給水装置工事ごとに、(2)①の規定により指名した主任技術者に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名または名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - オ しゅん工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管および給水用具に関する事項
 - キ 3.(1)③の確認の方法およびその結果

(注) ②の技能を有する者とは、旧日水協北海道地方支部配管技工規程による配水管施工技能者ならびに(財)給水工事技術振興財団の給水装置工事配管技能検定合格者(旧名称 給水装置工事配管技能者講習修了者)等をいう。

なお、耐震管(NS形等)の施工については、日水協の耐震継手配水管技能者に登録している者等をいう。

(設計審査および工事検査) 法第 16 条

(3) 指定事業者は、設計審査を受けようとするときは、工事の施行前に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 給水装置工事申込書 1 部
- ② 設計図 1 部
- ③ 設計材料書 1 部

(4) 指定事業者は、工事検査を受けようとするときは、工事完了後速やかに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 給水装置工事検査申請書 1 部
- ② しゅん工図 1 部
- ③ 使用材料書 1 部
- ④ 水圧試験記録表 1 部

(5) 管理者は、前項に規定するもののほか、必要な書類の提出を求め、または前項に規定する書類の一部を省略させることがある。

(6) 管理者は、指定事業者が施行した給水装置に関し、法第 17 条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該工事に関し施行規則第 36 条第 1 号により指名された主任技術者または当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(7) 管理者は、指定事業者が給水装置の修繕をしたときは、設計審査および工事検査の書類を省略し、修繕工事報告書を提出させることができる。

(報告または資料の提出) 法第 25 条の 10

(8) 管理者は、指定事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定事業者に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる。

5. 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理

(1) 函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の違反行為に係る事務処理に関し必要な事項を定め、違反行為を未然に防止するとともに、違反行為に対し迅速かつ公正に措置を行い、適正な給水装置工事の運営を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 3 条および函館市水道事業給水条例（昭和 34 年函館市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 3 条で定めるところによる。

(違反行為)

第3条 水道事業の管理者（以下「管理者」という。）は、指定事業者および給水装置工事主任技術者（以下「指定事業者等」という。）が別表の函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る措置基準の違反項目に該当する行為（以下「違反行為」という。）を行ったと認められるときは、その情状に応じ、同表右欄に定める措置（過料を除く。）を行うことができる。

2 管理者は、指定事業者等が前項の違反行為を行ったと認められる場合において、過料を科すことが適当であると認められるときは、市長にその処分を求めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第4条 指定事業者等が違反行為を行った疑いがあると認められるときは、その違反行為に関する業務を所管する課長（以下「主管課長」という。）は、事実の有無について調査しなければならない。

2 主管課長は、前項の調査の結果、当該指定事業者等が違反行為を行ったと認められるときは、当該指定事業者等に対して、直ちに違反行為の是正および事情を説明するてん末書の提出を求めるとともに、当該調査の結果を基に別記第1号様式による違反行為報告書を作成しなければならない。

3 主管課長は、違反行為報告書に当該違反行為を行った指定事業者等から提出されたてん末書を添付して、速やかに主管部長へ報告し、その措置について協議しなければならない。ただし、てん末書が提出されない場合は、違反行為報告書にその旨を付記して報告することができる。

4 主管課長は、第2項に規定する違反行為報告書を作成する場合において指定事業者等が不正な手段で給水を開始した箇所の使用者に対し、当該違反行為を行っていた期間に係る条例第28条で定める水道料金（臨時に水道を使用する場合の料金を除く。以下同じ。）の徴収が予想されるときは、料金担当課長と協議しなければならない。この場合、水道料金を徴収しようとするときは、違反行為報告書にその旨を記載しなければならない。

5 主管課長以外の関係課長は、指定事業者等が違反行為を行った疑いを発見したときは、主管課長にその旨を報告しなければならない。

(指定事業者等への処分等)

第5条 行政処分として指定事業者に対して行う措置は、函館市水道事業給水条例施行規程（昭和38年函館市水道局規程第4号）第14条の4の規定に基づく指定の取消または指定の効力の停止（以下「取消等処分」という。）とする。

2 給水装置工事主任技術者が法第25条の5第3項に規定する措置の対象となると認めるときは、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に報告するものとする。

3 軽微な違反行為と認めるときは、取消等処分または前項に規定する報告に代えて、当該違反行為を行った指定事業者等に対し、文書警告を行うことができる。

4 違反行為に満たないが注意の必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、口頭注意を行うことができる。

(審査委員会)

第6条 管理者は、主管課長の報告および協議により取消等処分を行う必要があると認めるときは、給水装置工事審査委員会(以下「審査委員会」という。)を開催することができる。

(意見陳述)

第7条 管理者は、審査委員会報告書が提出された場合において、取消等処分をしようとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 指定の取消しに該当するとき 聴聞

(2) 指定の効力の停止に該当するとき 弁明の機会の付与

2 聴聞を実施するときは、聴聞通知書により通知するものとする。

3 聴聞は、総務担当課長が主宰し、終結したときは速やかに聴聞調書、および聴聞報告書を作成し、審査委員会へ提出する。

4 弁明の機会の付与をするときは、弁明書の提出を求めるものとする。

5 第1項から前項までの規定による意見陳述の手続きは、函館市行政手続条例によるものとする。

(水道技術管理者等の意見)

第8条 審査委員会の委員長は、必要があると判断したときは審査委員会に水道技術管理者その他委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

(処分の通知および公示)

第9条 管理者は、取消等処分またはその他の措置を行ったときは、当該指定事業者等に対して取消等処分にあつては、別記第4号様式によりその他の措置にあつては、別記第5号様式により遅滞なく通知するものとする。

2 管理者は、前項の取消等処分を行うときは、遅滞なくその旨を公示するものとする。

(費用の請求)

第10条 法令等に基づく管理者の指示に従わない場合で、市に損害を与えるおそれがあると認められるときは、管理者が指定事業者等に代わって是正し、これに係る費用について条例の定めるところにより、指定事業者等に請求するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

平成22年12月1日一部改正

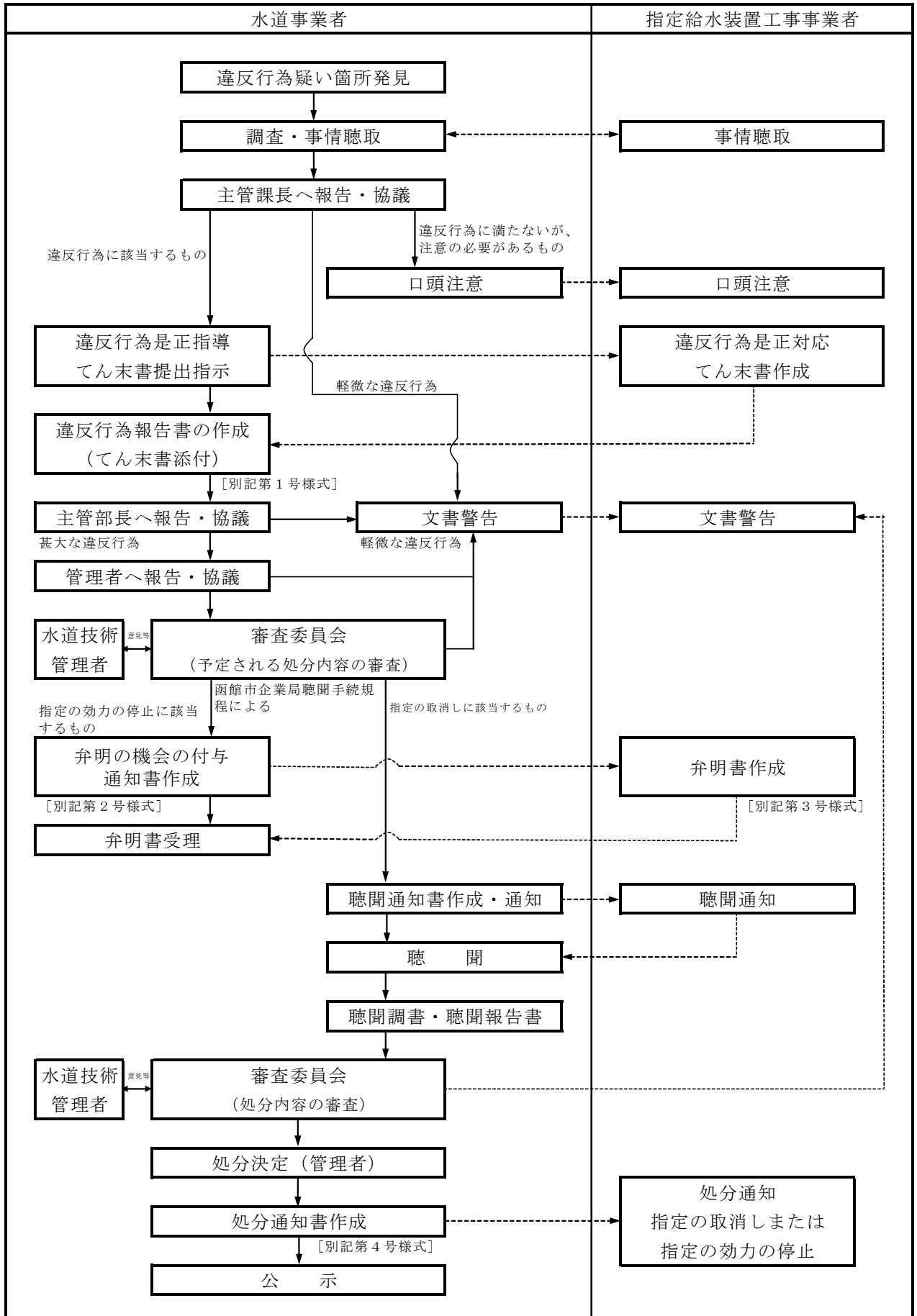
附 則

平成23年4月1日一部改正

附 則

平成28年4月1日一部改正

(2) 函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理フロー



(3) 函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る措置基準（第3条関係）
 (1) 水道法違反に対する措置（行政処分）に該当するもの

違反項目	根拠条文	関係法令	条文	違反	内容	措置	内容	容
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	施行規則 第21条		事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消	指定の取消	指定の取消または文書警告
		第25条の3 第1項第2号	施行規則 第20条		国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消	指定の取消	指定の取消または文書警告
		第25条の3 第1項第3号イ			本人または代表者もしくは役員が、心身の故障により、給水装置工事の事業者を、適正に行うことが出来ない者として国土交通省令定める者であることが判明したとき。	指定の取消	指定の取消	指定の取消または文書警告
		第25条の3 第1項第3号ロ			本人または代表者もしくは役員が、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定の取消	指定の取消	指定の取消または文書警告
		第25条の3 第1項第3号ハ			本人または代表者もしくは役員が、水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消	指定の取消	指定の取消または文書警告
		第25条の3 第1項第3号ニ			指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消	指定の取消	指定の取消または文書警告
		第25条の3 第1項第3号ホ			本人または代表者もしくは役員が、業務に関し不正または不誠実な行為をしたとき。 ①無断通水、水道メーターの不正使用等をしたとき。 ②道路占用許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。 ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、または被害を与えたとき。 ⑤文書警告に従わないとき。 ⑥その他の違反行為 （主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき、または工事完成後管理者の検査を受けなかったとき等。）	指定の取消	指定の取消	指定の取消または文書警告

主任技術者選任等義務違反	第25条の11第1項第2号	第25条の4第1項、第2項	施行規則第21条第1項、第2項	指定を受けた日または選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときから2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しないとき。また選任もしくは解任の届出をしないとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
			第3項	給水装置工事主任技術者の選任において、選任しようとする者が同時に2以上の事業所を兼任することとなる場合、その職務に支障がないことを確認しないとき。	指定の効力の停止3月以下または文書警告
届出義務違反	第25条の11第1項第3号	第25条の7	施行規則第34条・35条	事業所の名称および所在地等の変更届けを提出しないときまたは虚偽の届出をしたとき。	指定の取消しまたは文書警告
				事業の廃止、休止、再開の届出をしないときまたは虚偽の届出をしたとき。	
事業運営基準違反	第25条の11第1項第4号	第25条の8	施行規則第36条第1号	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
			施行規則第36条第2号	配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができず技能を有する者を従事させ、またはその者に該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	
			施行規則第36条第3号	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	
			施行規則第36条第4号	給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のために、研修の機会を確保しないとき。	
			施行規則第36条第5号イ	水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。(令第6条：給水装置の構造及び材質の基準)	

事業運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則 第36条第5号ロ	給水管および給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	
			施行規則 第36条第6号	指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。または、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	
	第25条の11 第1項第5号	第25条の9		給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくはは文書警告
	第25条の11 第1項第6号			給水装置工事に関する報告または資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、または虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。	
	第25条の11 第1項第7号			施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、または与えるおそれが大きいとき。	
不正申請	第25条の11 第1項第8号			不正の手段により指定事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し

(2) 水道法違反に対する措置（主任技術者に関するもの）

違反項目	根拠条文	関係条文	法令条文	違反内容	措置	内容	容
主任技術者の職務義務違反	第25条の5 第3項	第25条の4 第3項第1号			給水装置工事に関する技術上の管理を行わないとき。	主任技術者免状の返納に係る国土交通大臣及び環境大臣への報告	
		第25条の4 第3項第2号			給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督を行わないとき。		
		第25条の4 第3項第3号			給水装置工事に係る給水装置の構造および材質が第16条の規定に基づき政令で定める基準に適合していないとき。		
		第25条の4 第3項第4号	施行規則 第23条第1号		配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整を行わないとき。		
		第25条の4 第3項第4号	施行規則 第23条第2号		配水管から分岐して、給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期その他工事上の条件を守らないとき。		
		第25条の4 第3項第4号	施行規則 第23条第3号		給水装置工事の完了の連絡をしないとき。		
		第25条の4 第3項第4号	施行規則 第23条第3号				

(3) その他法令違反に対する措置

違反項目	根拠条文	関係法令	条文	違反内容	措置内容
水の供給妨害	第51条 第1項第1号	刑法第147条 刑法第261条		水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害したとき。 みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害したとき。	告訴
	第51条 第1項第2号				
通水違反		刑法第233条 刑法第235条		承認を受けずに給水装置工事を施行し、かつ、計量不能の状態を通水可能な状態にしたとき。	告訴または過料
不法行為		民法第709条		故意または過失により企業局に損害を与えたとき。	損害賠償請求または訴えの提起
使用者責任		民法第715条		被用者（雇用人等）が、使用者（雇主等）の業務執行の際に、本市に対して不法行為を行い、損害を与えたとき。	

(4) 条例違反に対する措置

違反項目	根拠条文	関係法令	条文	違反内容	措置内容
手数料納入義務違反	第40条 第1項第4号	第34条		詐欺その他の不正の行為により手数料の納入を免れようとしたときまたは免れたとき。	過料

(4) 函館市企業局指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市企業局指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に研修を受講させることにより、使用者へ安全・安心な給水の確保を図り、水道事業者から速やかに情報提供を行い、あわせて給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の選任・解任等の変更届の提出状況等の確認を同時に行うことを目的とする。

(研修の対象者)

第2条 研修の対象は、すべての指定事業者とし、この研修により各指定事業者内において必要な情報の周知や教育を実施できる者とする。

(研修の実施)

第3条 研修は、原則として3年に1回実施するものとする。

(研修の通知)

第4条 水道事業の管理者（以下「管理者」という。）は、研修を実施するときはあらかじめその旨を指定事業者に対して通知するものとする。

(申請の手続)

第5条 指定事業者は、研修を受講しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出するものとする。

- (1) 指定事業者名および住所
- (2) 代表者の氏名および主任技術者名
- (3) 研修を受けようとする者の氏名および住所
- (4) その他管理者が必要とする事項

(研修の費用)

第6条 管理者は、研修に要する費用として指定事業者から研修受講料を徴収することができるものとする。

(研修修了証書の交付)

第7条 管理者は、研修受講者に対して修了証書を交付するものとする。

(研修不参加者の取扱い)

第8条 研修に参加しなかった指定事業者は、その理由を書面によって管理者に提出するものとする。

(研修の実施主体)

第9条 研修は、管理者が実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は、複数の水道事業者が合同で行う研修（以下「合同研修」という。）を管理者が実施する研修とすることができる。この場合において、第4条から前条中「管理者」とあるのは、「合同研修会の実施者」と読み替えるものとする。

(研修テキスト)

第10条 研修は、(社)日本水道協会の共通テキスト等を使用し、行うものとする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

平成22年12月1日一部改正

附 則

平成23年4月1日一部改正

(5) 違反行為に係る事務処理要綱に定める様式（別紙）

別記第1号様式（第4条関係）

違反行為報告書

年 月 日

水道法、函館市水道事業給水条例および函館市水道事業給水条例施行規程に違反する行為を認めたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 工事を施行した者の氏名 氏名 (指定番号 第 号)
(指定給水装置工事事業者名) 住所
(法人の場合、名称、代表者および担当者) 電話番号
工事の施行に関与した者の氏名 氏名 (交付番号第 号)
(給水装置工事主任技術者または技能を有する者)
- 2 工事施行箇所 函館市 町 丁目 番 号
- 3 給水装置使用者（所有者） 氏名
(法人の場合、名称、代表者および担当者) 住所
電話番号
- 4 工事の施行期間および違反行為を行っていた期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 発見の状況等
(1) 発見年月日 年 月 日
(2) 発見した職員名 課・担当・氏名
(3) 発見の状況 調査年月日
調査時間
調査内容
状況写真添付
(4) 是正を指示した職員名 課・担当・氏名
(5) 指示年月日 年 月 日
(6) 指示内容
(7) 是正後の状況 状況写真添付
- 6 工事の申請年月日および 年 月 日
工事しゅん工年月日 年 月 日
- 7 水道料金調定状況および収納状況
- 8 その他報告を要すると認められる事項
(1) 事情聴取の内容
(2) 違反事項
(3) 予定措置内容
(4) 報告者 課・担当・氏名
(5) その他

弁明の機会の付与通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長 印

不利益処分に係る弁明の機会の付与を次のとおり行うので、行政手続法第30条（函館市行政手続条例第28条）の規定により通知します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の根拠となる 法令の条項	
予定される不利益 処分の原因となる 事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日
※口頭による弁明 の機会の付与	出頭すべき日時 年 月 日 時 分
	出頭すべき場所
問合せ先	

注1 弁明をするときは、証拠書類または証拠物を提出することができます。

2 ※印欄は、口頭による弁明の機会の付与を行う場合に記入してあります。

弁 明 書

年 月 日

函館市公営企業管理者
企業局長 様

住所
氏名

年 月 日付けで通知のあった下記の弁明の機会の付与に関し、次のとおり弁明書を提出します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の原因となる 事実その他当該事 案の内容について の意見	

処 分 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

函館市水道事業給水条例施行規程第14条の4の規定により、次のとおり処分を決定したので、函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第9条の規定により通知します。

1 違反行為に対する処分

指定の取消し

指定の効力の停止

〔 ただし、 年 月 日から
年 月 日まで 〕

2 処分の理由

3 処分年月日 年 月 日

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市公営企業管理者企業局長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(函館市公営企業管理者企業局長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

警 告 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長 印

水道法，函館市水道事業給水条例および同施行規程に違反する行為があったので，
函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第9条の規定に
より通知します。

なお，今後はこのような違反行為がないように，関係法令等を遵守の上，適正に業
務を行うよう十分注意されたい。

1 違反行為に対する措置 文書警告

2 違反項目

3 措置年月日 年 月 日

6. 水道法施行規則に定める様式（抜粋）

- ・ 指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・ 誓約書
- ・ 機械器具調書
- ・ 給水装置主任技術者選任・解任届出書
- ・ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- ・ 指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書

様式第1（第18条関係）

(表面)
指定給水装置工事事業者指定申請書

殿

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員，取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称，性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは，日本工業規格A列4番とすること。

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機械器具調書

年 月 日現在

種 別	名 称	型 式 ・ 性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」，「管の加工用の機械器具」，
「接合用の機械器具」，「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは，日本工業規格A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

殿

年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任
解任 の届出をします。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者 免状の交付番号	選任・解任の日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

殿

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第11 (第35条関係)

指定給水装置工事事業者
廃止
休止
再開
届出書

殿

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の
廃止
休止
再開
の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の 年 月 日	
(廃止・休止・再開) の 理 由	

【取扱十三】

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

